

WebPerformer-NX サービス約款

以下の「WebPerformer-NX サービス約款」（以下「本約款」といいます。）は、キヤノン IT ソリューションズ株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様に提供する第 1 条に定める本サービス内容及び利用条件を定めたものです。本サービスの利用を希望されるお客様は、本約款に同意いただくとともに、第 9 条に定める当社所定の申込手続を行っていただきます。なお、お客様から直接又は販売店を経由して別途ご送付いただく注文書が当社に到達したときをもって、又は当社指定サイトからのお申し込みが完了したときをもって、お客様は本約款に同意したものとみなします。

WebPerformer-NX サービス約款

第 1 章 総 則

第 1 条（用語の定義）

本約款において、次の用語はそれぞれ当該各号に定める意味を有するものとします。

利用主体	本サービスを利用する法人、団体、個人などの者（お客様及びお客様の顧客等のお客様が指定する者を含みます。）をいいます。
アカウント	当社が利用主体に対して発行する本サービスの利用にかかわる資格情報をいいます。お客様は、以下に定める「本サービス」(1)における利用主体の担当者における人数分のアカウント、及び「本サービス」(2)におけるアカウントを、それぞれ「サービス申込書」にご記入の上お申込みいただくものとします。
本サービス	当社が提供する“WebPerformer-NX ”と称する以下のサービスを総称したものをいいます。本サービスの内容・利用条件等の詳細は、サービス仕様書及び WebPerformer-NX 利用サービスプラン表に記載のとおりとします。 (1) WebPerformer-NX 開発環境の利用 本サービス上で利用主体の社内業務遂行のために使用する開発アプリケーションを開発する目的で 1 担当者につき 1 アカウントの範囲において、本サービスを利用し、自己の委託先をして利用させることができます。 (2) WebPerformer-NX 実行環境の利用 お客様は開発アプリケーションを本サービス上で利用し、自己の委託先をして利用させることができます。また、お客様は開発アプリケーションを、利用主体の社内業務遂行の範囲内で使用し、使用させ、自己の委託先に使用させることができます。
サービスプラン	本サービスの提供種別をいい、その詳細は、WebPerformer-NX 利用サービスプラン表に定めるものとします。
開発アプリケーション	お客様が本サービスを使用して開発したアプリケーションをいいます。
サービス仕様書	本サービスの内容・利用条件等の詳細が記載された当社所定の書面をいい、本サービスのサポートサイトに掲載されたものをいいます。
マニュアル	当社が別途提供する本サービスの操作方法等の詳細が記載された当社所定の書面をいいます。
サービス申込書	当社が別途提供する WebPerformer-NX 利用開始申込書、WebPerformer -NX 変更申込書をいいます。
利用契約	本約款に基づき、お客様と当社との間で成立する、本サービスの利用に関する個別の契約をいいます。
本サービス用設備	本サービスの提供のために当社又はその委託

	先等が管理・運営等する電気通信設備・回線、コンピュータ・サーバ等のハードウェア（仮想サーバを含みます。）及び関連するソフトウェア、その他の機器・システム等の総称をいいます。
お客様設備	本サービスを利用するために必要となるお客様が設置すべき電気通信設備・回線、コンピュータ・サーバ等のハードウェア及び関連するソフトウェア、その他の機器・システム等の総称をいいます。（利用主体が使用するクライアント PC を含みますが、これに限られません。）
販売店	本サービスの利用権を販売する当社指定の販売代理店をいいます。

第 2 条（本約款の適用）

本約款（サービス仕様書、マニュアルその他の書類を含みます。）は、利用契約及び利用契約に基づく本サービスの提供若しくは利用に適用されるものとします。なお、利用主体による本サービスの利用は、お客様によるものとみなします。

2) お客様が本サービスの利用に関連して当社以外の電気通信事業者等が提供する電気通信サービス又はインターネットサービス等を併せて利用する場合、当該電気通信サービス等については、当該電気通信サービス等の提供者が定める所定の利用約款、利用条件等が適用されるものとし、当社は何らの責任を負わないものとします。

第 3 条（本約款の変更）

当社は、法令・諸規則の制定・改正、監督官庁の指導等があった場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款及びサービス仕様書を変更することができるものとします。

2) 当社は、前項の変更を行う場合は、事前にその旨及び当該変更内容並びにその効力発生日を原則として当該効力発生日の 30 日以上前に e-mail にて通知するものとします。この場合、お客様は、変更の効力発生日以降、変更後の本約款及びサービス仕様書に従い本サービスを利用するものとします。

3) お客様が変更後の規約に同意できないときは、第 10 条及び第 12 条の規定にかかわらず、前項の予告期間中に当社に通知することにより、利用契約を解除することができるものとします。

第 4 条（管理者の登録及び変更の届出）

お客様は、第 9 条の申込手続において、本サービスの利用に携わるお客様の管理者（以下「管理者」といいます）を定め、その氏名・部署名・e-mail アドレスその他所定の事項を、サービス申込書を通じて通知するものとします。

2) お客様からの本サービスに関する当社への問合せ又は連絡は、前項の管理者からのみなされるものとします。

3) お客様は、第 1 項の管理者に関する情報を含め、その住所・名称その他本サービス利用の申込みにあたり当社に届け出た事項に変更が生じた場合は、速やかに当社所定の手続にて当社に届け出るものとします。お客様がかかる変更の届出を怠ったことに起因してお客様に生じた一切の不利益について、当社は、責任を負わないものとします。

4) 当社からの本サービスに関する連絡・通知は、第 1 項の管理者に対して e-mail の送信又は本サービスのサポートサイトへの掲載、その他適宜の方法によりなされるものとします。なお、e-mail による場合は送信の時点、サポートサイトへの掲載による場合はその掲載の時点でそれぞれ連絡・通知がなされたものとみなします。

5) お客様からの本サービスに関する問い合わせに対する回答等の連絡については、当社が指定する方法（本サービスのサポートサイト、電子メール等の利用を含むがこれに限られない。以下同じ。）を通じて行われるものとします。お客様は、本サービスのサポートサイトを利用される場合、別途当社所定の本サービスのサポートサイトの利用規約を遵守し、管理者にこれを遵守させるものとします。

第 5 条（本サービスの提供地域）

本サービスの提供地域は、サービス仕様書で別段の定めがある場合又はお客様と当社間で別途書面にて合意する場合を除き、日本国内に限るものと

します。

第 6 条（業務委託）

当社は、本サービスの提供又は運営に関する業務の全部又は一部の実施を、当社が指定する第三者に委託することができるものとします。

第 7 条（譲渡・承継の禁止）

お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、本約款又は利用契約に関連して生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させ、あるいは担保の用に供してはならないものとします。

第 8 条（準拠法・専属的合意管轄裁判所）

本約款及び利用契約に関する準拠法は日本法とします。また、お客様と当社との間で紛争等が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 2 章 利用契約

第 9 条（本サービスのお申込）

本サービスの利用を希望されるお客様は、本約款に同意いただくとともに、当社又は販売店に対して、必要事項を記載したサービス申込書を提出又は当社指定の Web サイトより申込みものとします。

2) 前項の申込に関して、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、当社又は販売店は、お客様からの当該申込を拒絶することができ、お客様はこれに異議なく同意するものとします。

- (1) お客様が虚偽の事項で申込みを行った場合
- (2) お客様が、当社又は販売店に対して過去に重大な契約違反又は債務不履行を行った事実がある場合
- (3) お客様が第 30 条に該当する等、お客様に対して本サービスを提供することが不適当であると判断される相当の理由がある場合
- (4) お客様に本サービスを提供することが当社又は販売店の業務上若しくは技術上著しく困難であると判断される場合
- (5) お客様が日本国内の法人、団体、個人でない場合
- (6) 前各号のほか、当社又は販売店の都合により、お客様からの申込を承諾できない場合

3) 当社が第 1 項の申込に応諾し、お客様に対して本サービスの利用開始日を通知した場合、当該利用開始日付で利用契約が成立するものとします。

4) お客様は、前項の利用開始日から、第 10 条に定める有効期間終了まで、本サービスを利用できるものとします。

第 10 条（有効期間及び最低利用期間）

利用契約は、第 9 条第 3 項に基づき利用契約が成立した日から発効し、すべてのサービスプランの利用が終了する日まで有効に存続するものとします。サービスプランの利用期間は、サービス申込書に定める期間とします。ただし、サービス申込書に自動更新の適用を希望する旨が定められている場合において、期間満了の 60 日前までにお客様から解約申込書を当社又は販売店に提出することにより、又は当社からお客様にも終了の意思表示が通知されないときは、当該サービスプランは同一条件で 1 年間更新するものと、以後も同様とします。

2) 本サービスの最低利用期間は、サービスプランごとにサービス申込書に定める当初の利用期間とし、当該最低利用期間中に第 12 条第 1 項の定めに基づきお客様が本サービスの利用を終了する場合、第 12 条第 2 項の定めに基づき当社が利用契約の解除を行う場合、又は当社が第 30 条第 2 項の定めに基づきお客様との取引・契約を終了する場合、お客様は、当該最低利用期間の残存期間分の利用料金相当額を当社又は当社の販売店からの請求に基づき、直ちに支払うものとします。

第 11 条（変更）

本サービスの申込内容の変更を希望されるお客様は、当社又は販売店に対して、必要事項を記載したサービス申込書を提出するものとします。当該変更の手続については、第 9 条の定めが準用されるものとします。

2) お客様がサービスプラン又はオプションの追加を希望される場合、お客様は、当社又は販売店に必要事項を記載した変更申込書を提出するものとし、第 15 条第 1 項の定めに従い、追加を希望するサービスプラン及びオプションの利用料金をお支払いいただくものとします。

3) 第 1 項の定めにかかわらず、本サービスのプレミアムプラン又はステージングプランにおいてオプションの削減及びエディションを下げることを希望されるお客様は、第 10 条に定めるサービスプランの期間満了の 60 日前までに当社又は販売店に対して、必要事項を記載したサービス申込書を提出するものとします。変更されたオプション及びエディションは、第 10 条第 1 項に基づき当該サービスプランの利用が更新する日より適用されるものとします。当該変更の手続については、第 9 条の定めが準用されるものとします。

第 12 条（終了）

お客様は、本サービスの利用契約の有効期間中において本サービスの利用

の終了を希望する際は、当該終了を希望する日の 60 日以上前までに、当社所定の解約申込書を当社又は販売店に提出することにより通知するものとします。当社が当該解約申込書を受領した場合、当該受領月の翌月末日をもって、当該サービスプランの利用は終了するものとします。なお、当社及び販売店は、お客様より受領した本サービスの利用料金を返金しないものとします。

2) 前項のほか、当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知催告なく利用契約を解約することができるものとします。

- (1) お客様又は利用主体が第 22 条に該当する行為を行った場合
- (2) お客様が振出、裏書若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなった場合、あるいはお客様につき破産、民事再生手続、会社更生、特別清算等の申立てがあった場合、ないしはお客様が差押、仮差押、仮処分、競売、公租公課の滞納処分を受けた場合、その他お客様に本サービスを提供することが適切ではないと判断される相当の事由が生じた場合
- (3) 前各号のほか、お客様が本約款の定めに違反し、当社より相当の期限を付してこれを改めるよう催告を受けたにもかかわらず改めなかった場合
- 3) 前各項のほか、当社は、30 日以上前にお客様に通知することにより、利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
- 4) 理由の如何を問わず利用契約が終了した場合であっても、第 7 条、第 8 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 18 条第 3 項、第 19 条第 3 項、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条及び第 31 条の定めは有効に存続するものとします。

第 13 条（利用契約終了時の措置）

理由の如何を問わず利用契約が終了した場合は、お客様は、利用契約に基づき当社から提供された提供物及びその複製物を、直ちに当社に返還するか、又は当社の指示に従い破棄するものとします。

2) 利用契約が終了した場合、当社は、本サービス上で稼働する開発アプリケーション等のデータの一切を、当該終了後 30 日以内に削除するものとし、お客様はこれに対して何らの異議も述べないものとします。

第 14 条（知的財産権）

本サービス（本サービス用設備を含みます。本条において以下同じです。）に関する一切の権利（著作権及びその他の知的財産権、その他の財産権を含む一切の権利をいいます。）は当社若しくは当社のライセンサーに帰属するものとし、本約款に別段の定めがある場合を除き、お客様及び利用者に対して、何らの権利も許諾・譲渡等されるものではありません。

2) 本サービスには、オープンソース・ソフトウェア又は第三者が権利を有するソフトウェア若しくは第三者が提供するサービスが使用、利用されています。当該オープンソース・ソフトウェア又は第三者ソフトウェア若しくは第三者が提供するサービスの内容その他使用条件は、サービス仕様書又はマニュアルに定めるとおりとします。当該オープンソース・ソフトウェア又は第三者ソフトウェア若しくは第三者が提供するサービスに関する使用条件又は利用条件は、本約款に優先して適用されるものとします。

3) 開発アプリケーションに関する権利は、お客様又はそのライセンサーに帰属するものとします。なお、当社は本サービスを提供するために必要な範囲において開発アプリケーションを使用、利用（複製を含みます。）することができるものとします。

第 15 条（料金）

本サービスの利用料金は、本サービス申込書又は当社及び販売店が別途提示する価格表（見積書を含みます。）に定めるとおりとします。但し、第 9 条及び第 11 条に従い、お申し込み内容の変更に関して利用契約の変更が成立した場合は、別途当社所定の利用料金のお支払いが必要になる場合があります。

2) お客様は、本サービスの利用料金並びにこれに付帯する消費税及び地方消費税等相当額を当社又は販売店からの請求に基づき、支払うものとします。

3) 当社は、お客様が利用料金の支払いを遅延した場合、遅延日数に応じ年利 3%の割合による遅延損害金をお客様に請求することができるものとします。

4) 理由の如何を問わず、いかなる場合であっても、当社及び販売店は、お客様から受領済みの利用料金その他の対価を返金する義務を負わないものとします。

第 3 章 お客様の責任

第 16 条（自己責任の原則）

お客様は、本サービスの利用にあたり、お客様の責任において必要なデータ等のバックアップを行うものとします。当該データの紛失、破損につき当社は一切の責任を負わないものとします。

2) お客様は、本サービスの利用に関連して第三者に損害を与えた場合、

又は第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担をもって処理解決するものとします。

3) 当社及び販売店は、お客様による本サービスの利用に関連して損害を被った場合、お客様に対してその賠償を請求することができるものとします。

第 17 条（お客様の設置等）

お客様は、自己の責任と費用負担においてお客様設備を調達・設置し、本サービスの利用が可能な状態に置くものとします。

2) お客様設備に関する保守その他の維持管理は、お客様の責任と負担において行われるものとします。

第 18 条（お客様の義務・責任）

お客様は、お客様の管理者及び利用主体に対して、本約款及びサービス仕様書の定めを周知徹底し、お客様が負う義務と同等の義務を課すものとします。

2) お客様は、当社から別途お客様に通知する本サービスを利用するために必要となるアカウント及びパスワード（以下「アカウント/パスワード」といいます。）について、自己の責任において、適切に管理及び保管するものとし、利用主体以外の第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。

3) お客様又は利用主体によるアカウント/パスワードの不正使用、使用上の過誤、紛失・盗難・漏洩、お客様又は利用主体以外の第三者によるアカウント/パスワードの不正使用によって生じた損害に関する責任は、理由の如何を問わず、お客様が単独で負うものとし、当社及び販売店は一切の責任を負わないものとします。

4) お客様は、利用契約に定めるサービスプランで認められる範囲に限り、本サービスを利用するものとします。上記の定めに違反し、サービスプランで認められる範囲を超えてお客様が本サービスを利用した場合、お客様は、利用契約の締結日から当該違反までの期間における当該利用に必要な利用料金を当社又は販売店に支払うものとします。

5) お客様は、本サービスのうち、開発アプリケーションを通じて生成 AI 機能を利用主体に利用させる場合には、自らの責任に基づき当該生成 AI 機能を利用させるものとします。

第 4 章 サービスの提供時間、中止等

第 19 条（保守等によるサービスの一時中止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を一時的に中止することがあります。

- (1) 本サービス用設備を定期・不定期に点検、保守する場合、又は工事が必要な場合
- (2) 電気通信事業者が電気通信サービスを中止したことにより、本サービスの提供が困難又は不能となった場合
- (3) 天災地変その他の非常事態が発生し、本サービスの提供が困難又は不能となった場合
- (4) 前各号のほか、本サービスの提供・運営若しくは本サービス用設備の運用上・技術上の観点から当社が必要と判断した場合

2) 当社は、前項に基づき本サービスの提供を中止するときは、予めその旨をお客様に通知するものとします。但し、緊急を要する場合その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

3) 本条に基づく本サービスの中止に関連してお客様に損害が生じた場合であっても、当社及び販売店は損害賠償、代替措置の提供を含め、いかなる責任も負わないものとします。

第 20 条（サービスの停止）

当社は、お客様が本約款の定めに違反していることが判明した場合、利用契約の解約の有無を問わず、何らの通知催告なく、直ちにお客様に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。

第 21 条（サービスの変更等）

当社は、お客様に通知することなく、又はお客様の同意を得ることなく、本サービス及び本サービス用設備を変更又は追加等することができるものとし、かかる変更等に関連して、お客様に対して何らの責任も負わないものとします。

第 22 条（サービスの終了）

当社は、都合により本サービスの全部又は一部を一時的又は永続的に終了することがあります。この場合、当社は、可能な限り 30 日以上前までにその旨をお客様に通知するものとします。ただし、当社と当社のライセンサーとの間の契約が理由の如何を問わず終了した場合、当社は事前に通知することなく、利用契約を解約し、本サービスの提供を終了することができます。なお、当社及び販売店は、本条に基づく利用契約及び本サービスの終了に関して、お客様に対して何らの責任（損害の賠償、代替措置の提供を含むがこれらに限定されない。）も負わないものとします。

第 5 章 その他

第 23 条（禁止事項）

お客様は、次の各号に定める行為、又はそのおそれがある行為を行ってはならず、また第三者に行わせてはならないものとします。

- (1) 本約款、サービス仕様書等で定める範囲を超えて、本サービスを利用する行為
- (2) 当社又は第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、肖像権、プライバシー、その他あらゆる権利を侵害する行為
- (3) 日本及びその他各国・地域の個人情報保護に関する法令に違反する方法で、又は不当な差別等の人権侵害を引き起こす方法で、本サービスを使用、利用する行為
- (4) 本サービスを利用することによりアクセス又は入手可能な当社又は第三者の情報・コンテンツ、データ・データベース、ソフトウェア等を本約款で許諾されている範囲を超えて複製、改ざん、消去、不正利用等する行為
- (5) 本サービス用設備及び第三者の設備等に電子的被害を与える行為
- (6) コンピュータウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態に置く行為
- (7) 当社の事前の承諾なく本サービスに日本国外からアクセスし、利用等する行為
- (8) 本サービスのリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイルを行う、又はこれらを試みる行為。
- (9) 前各号のほか、法令・本約款又は公序良俗に違反する行為及び当該違反を誘引する行為、本サービスの提供又は運営を妨害する行為、当社又は第三者の信用を毀損する行為、その他当社又は第三者に不利益を与える行為

第 24 条（免責）

当社は、本サービスを“現状有姿”にて提供するものとし、本約款及びサービス仕様書に定める他、本サービスの利用又は利用不能に関連してお客様に生じたいかなる損害（本サービスで使用するデータ類の滅失等を含み、逸失利益及びその他の派生的又は付随的な損害を含むがこれらに限定されない全ての損害をいいます。）について、当社及び販売店の故意又は重過失による場合を除き、何らの責任も負わないものとします。

2) 当社は、本サービスの利用に起因又は関連して、お客様と第三者（利用主体を含みます。）との間で生じたいかなる紛争についても、当社及び販売店の故意又は重過失による場合を除き、何らの責任も負わないものとします。

3) お客様は、お客様設備、本サービスと接続又は連携するサービスなど、本サービス以外のサービス等について、お客様の責任と負担において、利用条件等をご確認のうえでご利用いただくものとし、また開発アプリケーションを通じて利用主体に当該サービスを利用させる場合、当該サービスを利用する事実及びその利用条件を周知の上で利用させるものとします。当社は、それらについていかなる保証も行わず、またいかなる責任も負いません。

第 25 条（保証の否認）

当社及び販売店は、次の各号に定める事項について何らの保証もしないものとし、お客様は、予めこれを了承するものとします。

- (1) 本サービスにより提供されるデータが正確であること
- (2) 本サービスにバグその他の不具合がないこと
- (3) 本サービスがお客様の目的に適合すること、又はお客様にとって有用であること
- (4) 本サービスの内容・利用した結果がお客様を満足させるものであること
- (5) 本サービスが日本内外における第三者の知的財産権を侵害していないこと
- (6) 本サービスの不正な利用を完全に防止できること

第 26 条（損害賠償）

当社が本約款及び利用契約の定めに違反したことによりお客様に損害が生じた場合、お客様は、直接の結果として現実に生じた通常損害に限り、当該損害の原因が発生した利用契約に基づきお支払いいただいた本サービスの直近 1 年間における利用料金を上限とする金銭賠償を請求することができます。なお、当社は、お客様に生じた間接損害、逸失利益及び特別の事情により生じた損害について、予見すべきであったか否かを問わず、一切責任を負わないものとします。

2) お客様は、前項に基づき賠償請求について、損害の原因が発生した利用契約の終了日から 1 年以内に限り、請求権を行使することができるものとします。

3) 前項に基づく賠償請求は、当社及びお客様の間で行われるものとします。当社は、いかなる場合においても、第三者（利用主体を含みます。）に対して直接賠償する責任を負わないものとします。

4) 当社は、本条に定めるものの他、本約款に関し、請求原因の如何を問わず、明示的にも黙示的にも、お客様に対する賠償責任を負わないものとします。

第27条（秘密情報の保護）

当社及びお客様は、本サービスに関連して知った、相手方の業務上の情報（技術情報を除きます。）の内、開示側当事者（以下「開示者」といいます。）から他方当事者（以下「受領者」といいます。）に対して、①“秘密”である旨の表示を付した、又は“秘密”である旨のレターヘッドを添付した書面、物品、電磁的・光学的記録媒体その他有体物の提供により開示された情報、又は②“秘密”である旨指定の上で、口頭若しくは視覚的手段により開示され、開示者が当該開示の日から7日以内に、当該開示の日付及び内容を書面に記載し、当該書面に“秘密”である旨の表示を付した上で受領者に提供することにより開示された情報（以下「秘密情報」といいます。）を、開示者の事前の承諾なく第三者に開示・提供又は漏洩してはならないものとします。また、受領者は、秘密情報を本サービス以外の目的に使用又は利用してはならないものとします。

2) 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 受領者が既に保有している情報
- (2) 受領者が秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 開示を受けた秘密情報によらず、受領者が独自に開発した情報
- (4) 既に公知の情報、又は受領者の責によらずして公知となった情報
- (5) 開示者が第三者に対して秘密保持義務を課すことなく開示している情報

(6) 開示者自身が秘密として管理していない情報

3) 本条に定める秘密情報の秘密保持期間は、各利用契約の有効期間中及び終了後1年間とします。

4) 受領者は、開示者から秘密情報の返却又は廃棄の要請があった場合、速やかに開示者に対して、秘密情報（その複写、複製物を含みます。）を返却するか、又は別途協議の上定める方法にて廃棄するものとします。

5) 受領者は、第1項に定める秘密情報を、本サービスの提供に関連して知る必要がある自己の役員、従業員、派遣社員及び販売店、再委託先に対してのみ開示することができるものとします。その場合、受領者は当該役員、従業員、派遣社員及び販売店、再委託先に対して前条の定めと同等の義務を遵守させるものとします。

6) お客様は、当社がお客様による本サービスの利用状況を収集し、本条に反しない範囲において弊社製品の開発等に使用、利用することに同意いただくものとします。

第28条（個人情報の取扱い）

当社は、本サービスの提供に関連して、お客様より提供又は預託を受けた、お客様及び管理者の氏名、部署名、e-mail アドレス等の個人情報（個人情報の保護に関する法律に定義する個人情報をいいます。以下「個人情報」といいます。）を本サービスの提供・運営の目的及び予めお客様に明示した、若しくはお客様との間で合意された利用目的にのみ当該個人情報を利用し、第三者に開示、提供、若しくは漏洩等しないものとします。但し、当社は本サービスの提供・運営に必要な範囲で、当社の販売店及び再委託先に対して同等の義務を課すことを条件として当該個人情報を開示することができるものとします。なお、お客様又は利用主体が本サービスを利用することにより、本サービス用設備に保存された個人情報は、アクセス制御されており、当社は当該個人情報を取り扱わないものとします。

2) 当社は、お客様又は当該個人情報の情報主体より、その個人情報の照会、修正、削除等を求められ、かつ情報主体本人であることが確認できた場合、遅滞なく個人情報の照会、修正、削除等に応じるものとします。但し、当社は、お客様又は当該個人情報の情報主体からの要求に基づき、かかる個人情報の照会、修正、削除等に応じたことに関して、一切責任を負わないものとします。

第29条（不可抗力）

天災地変その他当社の責によらない不可抗力等の事由により、当社が本サービスの全部又は一部を履行できない場合、当社は、債務不履行の責を負わないものとします。不可抗力には、地震・津波・台風・豪雨・豪雪その他の天災地変、戦争、テロ、内乱、暴動、感染症、政府又は政府機関の行為、労働争議（ストライキ）、停電、電気通信の中断・中止、輸送機関の事故等が含まれますが、これらに限定されません。

第30条（反社会的勢力との取引等の禁止）

お客様及び当社は、自己（役員を含みます。）が反社会的勢力（暴力団を含みますがこれに限らず、また団体、個人を問いません。）の関係者に該当しないことをここに表明するものとし、また、当該関係者と取引し、又は、交際しないことを約するものとします。

2) 当社は、お客様が前項に違反し、又はそのおそれがある場合には、何ら

の催告なく、直ちに本件サービスの提供中止、アカウント/パスワード、管理者及び利用主体の登録抹消、その他当社（関係会社を含みます。）とお客様との間の一切の取引・契約を終了させることができるものとします。

第31条（完全合意）

本約款の規定は、本約款の同意までにお客様との間でなされた本サービスに関するあらゆる合意に優先して適用されるものとします。

第32条（協議）

本約款に定めのない事項及び本約款の条項の解釈につき疑義を生じた事項については、当事者間で誠意をもって協議し、定めるものとします。

第33条（フリープランに関する特約）

お客様が、第1条に定める本サービス(1)及び/又は(2)のフリープランを選択された場合（利用期間中に有償プランからフリープランに変更された場合は変更後の利用期間をフリープランを選択したものとします。本条において以下同じ。）、第10条第2項は、適用されないものとします。

2) 第13条第2項の定めにかかわらず、お客様が、第1条に定める本サービス(1)及び/又は(2)のフリープランを選択された場合、(1)に関してはお客様による開発環境の最終利用日から90日、(2)に関してはお客様が実行環境において利用した開発アプリケーションの最終利用日から90日を経過してもお客様による実行環境の利用がない場合、お客様のデータは削除されるものとします。

3) お客様が、第1条に定める本サービス(1)及び/又は(2)のフリープランを選択された場合、第26条の定めにかかわらず、当社はお客様による本サービスの利用に関し、一切の責任を負わないものとします。

以 上
キヤノン IT ソリューションズ株式会社

－ 附則 －

本約款は2026年3月30日より適用されます。